

第32号議案

尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月13日提出

尾張旭市長 柴田 浩

提案理由

この案を提出するのは、人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫手当の特例を廃止するため必要があるからである。

尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（施行期日等）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、防疫手当については昭和36年4月1日から適用する。</p> <p><u>（防疫手当に関する特例）</u></p> <p>2 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染した者若しくはその疑いのある者の搬送若しくは移送に係る作業又はこれらに準ずると市長が認める作業に従事したときは、手当として防疫手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、防疫手当については昭和36年4月1日から適用する。</p>

3 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症に感染した者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。